

法人しながわ

No.
604

2026年
4月10日発行

6月19日 通常総会に参加しましょう！



林試の森公園の桜

会報誌を
より良くするために
アンケートを設置いたしました。
下のQRコードから
ご回答いただければ幸いです。



品川法人会ホームページ

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>



CONTENTS

法人会ニュース	●女性部会新年研修会開催される他	2
	●青年部会新年研修会開催される他	3
	●西品川大崎支部懇親会開催される他	4
組織委員会から	●会員増強運動の結果とご協力のお礼	6
	●17社が入会されました	6
全法連から	●令和8年度税制改正大綱	8
税務コーナー	●源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました	10
	●令和6年4月から自動ダイレクトが始まります！	11
事務局から	●一般社団法人品川法人会 組織図	12
	●令和8年4月より法人会の年会費が改定されました他	13
話題の広場	●苦みを盛れー春を食べつくそう	14
都税だより	●都税がスマートフォン決済アプリで納付できます	15
ナンバープレース	●第77回ナンバープレース正解発表、第30回クロスマッス問題	16



一般社団法人
品川法人会
広報誌

令和8年2月28日現在
会員数 2,090 社

法人会
消費税期限内納付
推進運動

新年にふさわしい研修と交流の場になりました — 女性部会新年研修会 —



参加者で集合写真を撮りました

2月4日(水)、女性部会新年研修会が船清にて、和やかな雰囲気の中多くの部会員が参加し、行われました。

第1部では、船清の女将で女性部会員でもある伊東陽子氏が「女将として、凛と生きる」をテーマに講演され、長年の経験から培われたおもてなしの心や、伝統を守りつつ新しい取り組みに挑む姿勢について語られました。温かみのある語り口に参加者は深く聞き入り、日頃の業務にも通



講演される伊東陽子氏



部会員の踊りで賑わう船内



じる示唆に富んだ内容となり、学びの多い時間となりました。

第2部は船を乗り換えての懇親会が行われ、景色を楽しみながらの食事や、カラオケ、余興などが加わり、終始明るい雰囲気に包まれ盛り上がりを見せました。新年にふさわしい充実した研修と交流の場となり、部会の結束をより一層感じられる会となりました。

記・写真／広報委員 伊藤 由美子

シンガポールの現状を学ぶ — 海外研修旅行 —



マーライオンと一緒に記念撮影

今回の海外研修旅行は、2月5日(木)～8日(日)の日程で、シンガポール共和国に26名の参加にて実施しました。

初日は羽田空港からシンガポールに移動し、到着後に船上から夜景と街並みを見学したのち、老舗レストランのレッドハウスにてチリクラブ(辛いカニ料理)がメインのコース料理をいただきました。

2日目は専用バスで午前はマーライオン公園、ガーデンズ・バイ・ザ・ベイなどを観光し、チャイナタウンのホーカー(屋台)にて各自で好みの昼食をとりました。ホテルではビール1杯2,500円でしたが、ホーカーは酒類や料理もホテルより安く、美味しかったです。

午後はJETROの島田様に、「最近のシンガポール情勢」



JETROの島田様にご講演いただきました

についてご講演いただきました。その中でシンガポール人の収入について説明があり、年収の平均は約1,500万円、大卒の初任給でも月収50～60万円ということで、日本との賃金格差に驚きました。また、日本のアニメや飲食についてとても興味があり、日本への旅行者も多いということでした。その後、夕食は広東料理をいただきました。

最終日となる3日目は自由行動で「ユニバーサル・スタジオ・シンガポール」やシンガポールで初めて世界遺産に登録された「シンガポール植物園」などを各々楽しみました。植物は温暖な気候でとても大きく育っていました。

結びに、今回の旅行の感想としてはシンガポールの物価がとても高いことと、日本の飲食店やデパートが多く進出している感じました。道路はごみが少なく、治安も良いと思われます。今回参加された方からは概ね満足との感想やご意見をいただき、この後の研修旅行に役立てていきたいと思ひます。

記／研修委員長 寺崎 進

リーゼント刑事に学ぶ犯罪の対策 — 青年部会新年研修会 —



全員で記念写真



講師の秋山氏



毎年恒例の獅子舞

2月13日(金)、青年部会は研修会と新年会を「割烹とんかつひろせ」にて開催しました。

研修会の講師に、リーゼント刑事こと秋山博康氏をお迎えし、「42年間の刑事人生と最近の犯罪手口とその対策」と題してご講義いただきました。

秋山氏は幼少期、ある事件の被害者になり、その時の刑事に「絶対に犯人を捕まえてやるからな！」と言われ、その姿を見て「自分も警察官になろう！」と決めたそうです。徳島県警時代の話や昨今世間を騒がしている、匿名・流動

型犯罪グループ(いわゆるトクリュウ)についての対策等をお話いただきました。

その後は新年会へ、皆川副会長の挨拶の後に乾杯しスタート。秋山氏にもご参加いただき、テーブルごとにまた色々なお話を聞くことができました。

宴も盛り上がってきたところで、恒例の桜友会による獅子舞を披露いただき、新年会は最高潮に! 最後は勝亦副会長の挨拶で新年会はお開きとなりました。

記/広報副委員長 北野 善彦

デジタルインボイスについて学びました — 税制講習会 —



講師の石井氏

2月6日(金)、品川法人会館に於いて税制講習会を開催しました。

今回は「デジタルインボイスについて」をテーマに、株式会社オービックビジネスコンサルタントの石井弘之氏を講師にお招きしました。

デジタルインボイスは、業務効率化のための事業者のデジタル化において、デジタル庁やデジタルインボイス推進協議会(EIPA)および税務署が周知広報に取り組んでいるもので、その概要や実用例などについて解説していただきました。

講習会には26名が出席され、まだ聞きなれないデジタルインボイスというテーマについて早期にふれられたことやデジタル関連のテーマがあれば受講したいというご意見をいただきました。

今年度の支部税務研修会がすべて開催されました

令和7年度の支部税務研修会は2月から3月にかけて15支部8回にわたり開催されました。

品川税務署の曽我審理担当上席に「防衛特別法人税からデジタルインボイスまでのあれこれ」を、神田第3統括官に「キャッシュレス納付についてのご案内」をテーマにご説明いただきました。開催日や出席者数は以下のとおりです。

開催日	支部名	出席者数
2/3	東品川・北品川	17
2/4	南品川東・南品川西	13
2/17	南大井南・南大井北	12
2/26	東五反田・上大崎・西五反田西北	26
2/27	西品川大崎	17
3/2	大井東・大井西	12
3/3	西五反田・西五反田東	23
3/4	東大井	16



南大井南・南大井北支部



東五反田・上大崎・西五反田西北支部

東京湾の夜景を楽しむ — 西品川大崎支部懇親会 —



参加者そろっての記念撮影

2月27日(金)、屋形船による西品川大崎支部懇親会を、北品川の「大江戸」で開催しました。

今回の懇親会は、昨年6月に品川ブロックの西品川支部と五反田ブロックの大崎支部が支部大会にて合併後、初の懇親会となりました。

当日は天候にも恵まれ18:45に出船し、東京湾へ。船上から見るお台場やレインボーブリッジなどの夜景は大変美しいものでした。

船内では天ぷらやお刺身といった大変美味しいお料理やお酒をいただきながら、参加された19名が親睦を深められ、2時間半の所要時間があったという間に過ぎてしまうくらい、大いに盛り上がりました。

ひと時仕事を忘れてほろ酔い気分。参加者の皆様は、大変満足されたご様子で帰路につかれていました。

記/広報委員 石川礼央

毎日を健やかに過ごすための睡眠を目指して — 厚生委員会健康セミナー —

厚生委員会では3月13日(金)、品川法人会館に於いて「質の良い睡眠で、心身ともに健康に」をテーマに、(一財)全日本労働福祉協会の保健師を講師に迎え健康セミナーを開催いたしました。

人は眠ることが出来る時間に限りがあり、夜間実際に睡眠出来るのは15歳前後で約8時間、25歳前後で約7時間、45歳前後で約6.5時間、65歳前後で約6時間と、20年ごとに30分程度短縮するそうです。質が良くない睡眠や睡眠時間の減少は、自律神経低下や生活習慣病等の原因となるので、朝に光を浴びて体内時計をリセットし起床後1時間以内に朝食を摂る、年齢に応じた適度な運動や腹式呼吸で副交感神経を優位にしてリラックスする、就寝2時間前に入浴を済ませる等で質の良い睡眠を心がけることが大事とのことです。

セミナー開始前には、血管年齢や骨密度、脳年齢測定を行ないご自身の健康状態を確認、またセミナー途中、参加者をグループ分けし簡単な頭と体の運動でリラックスする様子も見受けられ、ご参加された21名にとって皆様の健やかな睡眠の一助になればと願っております。



頭と体をリラックスする簡単な運動

睡眠の大事さを説明

印紙税の留意点について学ぶ — 印紙税研修会 —



講義の様子



講師の山端氏

3月18日(水)、品川法人会館に於いて印紙税研修会が開催されました。

昨年に引き続き、今回も税理士の山端美徳氏に講師としてお越しいただきました。研修会は配付したテキストを確認しながら、印紙税の実務における留意点について、要点を板書しつつ解説され、その後、解説された内容をもとに練習問題を行いました。

今回の印紙税研修会には、18名の方が参加されました。

自席で料理を楽しむことで、食べ残しを減らし「食品ロス削減」につなげる

一期一会運動のすすめ

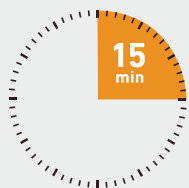
会食時の食品ロスを削減しよう!

法人会キャラクター
けんた君

残さず食べよう!

乾杯から
15分

席から離れず食事を
楽しみましょう



中締め前
10分

席に戻りもう一度
食事を楽しみましょう



ごみの焼却には税金が使われています。食べ残しの多くは生ごみとして他のごみと一緒に焼却されます。ごみ全体の約40%を占める生ごみは水分が多くて燃えにくいので、燃やすために多くのエネルギーとコストが掛かっています。

食べ残しの削減が税の有効活用につながるんだね!

法人会 女性部会

「一期一会(15・10)運動のすすめ」のネーミングの由来

1. 法人会での出会い・交流も一期一会
2. 懇親会等で提供される料理も一期一会

 **法人会**

～女性部会は「食品ロス削減」に取り組んでいます～

「一期一会運動のすすめ」
特設ページはこちら



20260302



組織委員会ニュース

会員増強運動の結果とご協力のお礼 入会は77社でした

日頃から法人会活動ならびに会員増強運動にご協力いただき感謝申し上げます。

令和7年度も令和6年度同様に会員増強勸奨員、受託会社なども含めた皆様に可能な限りのご協力をいただいた増強活動の結果、77社の入会がありました。

この会員増強運動に関する表彰は、令和8年6月

開催の通常総会において行う予定です。なお、会員増強運動に実績のあった皆様には、すでに記念品をお送りしております。

令和8年度も引き続き1社でも多くのお仲間を増やしたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

組織委員長 我妻 和芳



新 入 会 員 紹 介

令和7年10月～令和7年12月入会分



品川ブロック	住所・電話番号	業 種	勸奨者 (敬称略)
① (同) LiCoLoR	品川区東品川4-11-36 TEL: 070-7580-0817	投資・資産運用業	品川法人会勸奨員
② 医療法人社団 進興会 ※	港区新橋4-3-1 TEL: 03-5408-8671	医療業・健康診断	
③ (株) 三菱UFJ銀行 品川駅前支店 ※	港区港南2-16-2 TEL: 03-6716-1010	金融業	旭光電機工業(株) 大越達夫
④ 共栄開発(株) ※	港区元麻布3-12-26 TEL: 03-6384-5080	不動産業	大同生命保険(株) 山下千華子

大井ブロック	住所・電話番号	業 種	勸奨者 (敬称略)
⑦ (株) 昌 電	品川区大井7-3-23 TEL: 03-3777-6094	電気工事業全般	SAISEI(株) 齋木康允
⑧ (公財) 原子力安全技術 センター	品川区東大井2-13-8 TEL: 03-3814-7600	サービス業 (他に分類されないもの)	
⑨ (有) 松良青果	品川区南大井4-19-16 TEL: 03-3762-3705	野菜、果物小売業	(株)城南 福井辰雄

10 (株) フカガワ	品川区南大井5-17-3 TEL: 03-3767-0304	印刷業	(株)カワベ 新井啓之
11 (株) 村上商会	品川区南大井6-26-3 TEL: 03-6777-9769	自動車部品メーカー	品川法人会勸奨員
12 アメフォト(同)	品川区西大井4-16-11 TEL: 090-1618-8477	広告写真撮影業	(株)城南 澁澤地大
13 税理士法人 みなと東京会計 ※	港区西新橋3-5-2 TEL: 03-5777-2127	税理士事務所	光文工業(株) 冨永和義
14 (株) 宏 福 ※	広島市東区戸坂出江2-7-20 TEL: 082-554-6060	不動産賃貸・管理	(有)ミナガワ 皆川祐一
15 井上 弘樹 ※			
16 仲由 真子 ※			(株)大成互助センター 小泉知子

五反田ブロック	住所・電話番号	業 種	勸奨者 (敬称略)
17 (株) panda	品川区東五反田5-10-5 TEL: 03-5656-8527	不動産・宿泊・IT	津止合金工業(株) 津止克明
18 (有) デジール	大田区上池台1-23-10 TEL: 090-1604-9707	不動産業	品川法人会勸奨員
19 (株) インテリオール ※	大阪市西区阿波座1-11-17 TEL: 06-6539-8088	IT関連	大同生命保険(株) 今井里奈

※は賛助会員としてご入会いただきました。(個人でのご入会の方は、住所・電話番号・業種の掲載を省略させていただいております)

新入会員

- 新入会員に限り1回のみ無料で掲載しています。

健康な未来を、
進化し続ける進興会と共に。
30年の実績で、
満足の健康診断。

品川区に3つの健診施設
快適な受診空間
充実の検査設備

安心と満足な
健康診断・人間ドック



医療法人社団進興会 ご質問やお見積り依頼、施設見学のお申込み
TEL. 03-5408-8671 受付時間 月-土曜日 AM 8:30-PM 5:00

効率的な退職金積立のご案内

従業員の採用・定着に！しっかり貯まる企業年金®
社保加入企業なら業種・人数・地域は問いません

運営55年 加入1,100社以上	毎年の利息は 1年定期預金+0.5%
役員掛金も 全額損金	導入費用なし 維持費用なし

詳細は下記までお問い合わせください

全国ビジネス企業年金基金
フリーダイヤル: 0120-11-4830

<令和7年11月入会>

令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除

基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	—

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。
いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。
また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその年のその年の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- 被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- 不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止

従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入

大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度

通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例

個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。

②インボイスがない場合の経過措置

インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

③免税事業者である一業者からの多額の仕入

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

★記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人 税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



源泉所得税の
キャッシュレス
納付体験コー
ナーはこちら

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

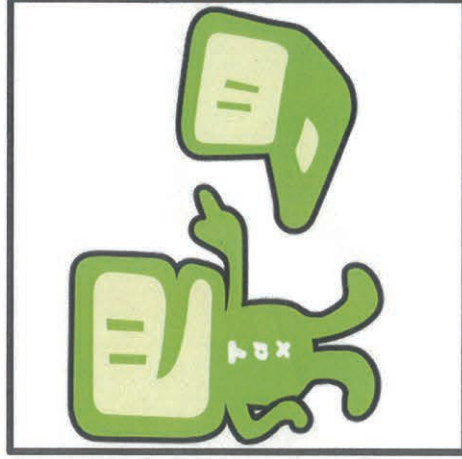
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。※体験できる機能は一部のみ

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



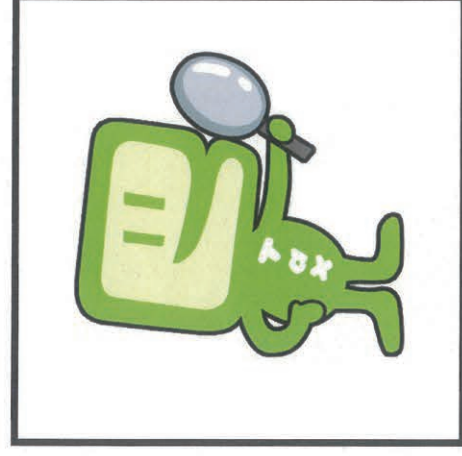
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスにすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方も、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



法人番号 7000012050002

令和7年3月

操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

① チェックボックスにチェック!

② 送信をクリック!

4 送信まで終わったら

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し
法定納期限当日(又は翌取引日※)に、自動で口座から引き落とされます(操作は不要)。
※ 法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

③ 確認してクリック!

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

源泉所得税の納付にも、おススメ!

令和6年4月から

自動ダイレクト

が始まります!

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落としにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

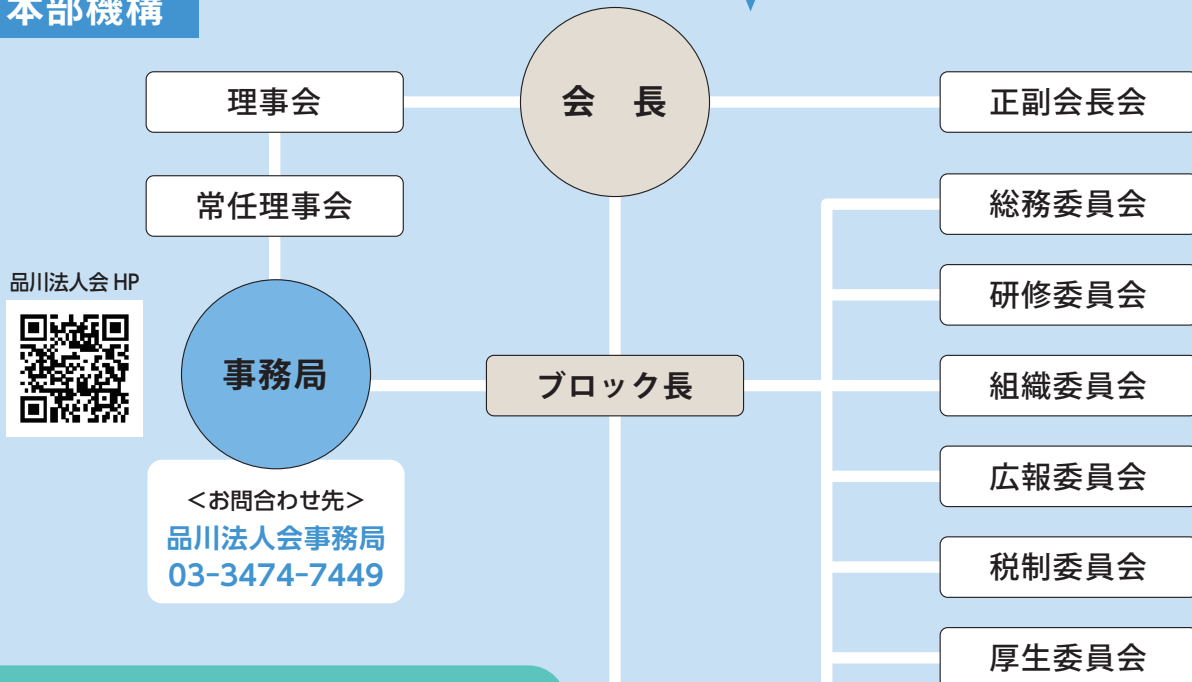
※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。
※2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



知ってるようで知らない! 一般社団法人品川法人会 組織図

創立 昭和24年11月23日
 社 団 化 昭和42年 5月26日
 (一般社団法人 平成25年4月1日)

本部機構



各支部

当会にご入会いただきますと
 会社のご住所に応じた各支部の所属となります

①品川ブロック

- 東品川支部：東品川1～5丁目、八潮1～5丁目、東八潮1～3丁目
- 西品川大崎支部：西品川1～3丁目、大崎1～5丁目
- 南品川東支部：南品川1～3丁目
- 南品川西支部：南品川4～6丁目、広町1～2丁目
- 北品川支部：北品川1～6丁目

②大井ブロック

- 東大井支部：東大井1～6丁目、勝島1～3丁目
- 南大井南支部：南大井3丁目、6丁目
- 南大井北支部：南大井1～2丁目、南大井4～5丁目
- 大井東支部：大井1～2丁目
- 大井西支部：西大井1～6丁目、大井3～7丁目

③五反田ブロック

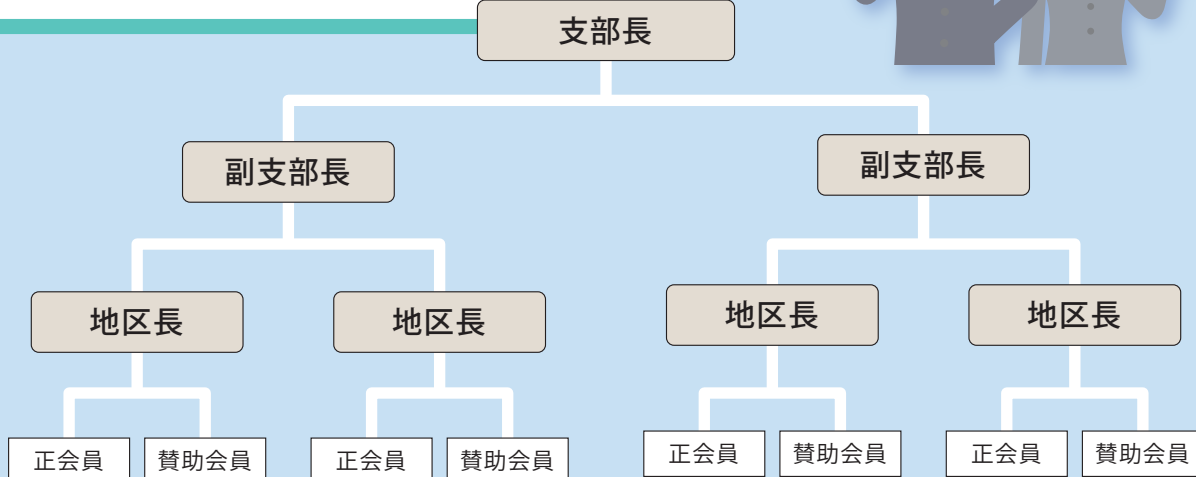
- 東五反田支部：東五反田1～5丁目
- 上大崎支部：上大崎1～4丁目
- 西五反田支部：西五反田1丁目、7～8丁目
- 西五反田東支部：西五反田2丁目
- 西五反田西北支部：西五反田3～6丁目

※支部指定の会員様は上記の限りではありません。

各支部
 3ブロック
 15支部

Check!

今後の主な行事



会報誌チラシ同封サービス料金改定について

このたび、当会会報誌「法人しながわ」に会員企業様の企業 PR やイベント・チラシを同封する「チラシ同封サービス」の利用料金について、諸経費の増加のため、本年4月発行号より改定いたします。

チラシ同封サービス料金（令和8年4月号以降）

発送件数に関係なく 1件につき / 10,000円（税込）

※チラシの同封には広報委員会の審査が必要等条件がございます。
詳細は品川法人会事務局にお問い合わせください。 品川法人会事務局 TEL 03-3474-7449

令和8年4月より法人会の年会費が改定されました

品川法人会では令和7年6月20日に開催されました第59回通常総会での決議を経て、令和8年4月から下記のとおり年会費を改定させていただきました。このたびの改定は平成9年度の改定以来29年ぶりとなるものです。物価高による運営経費が増加基調にある今日、足元の諸経費節減

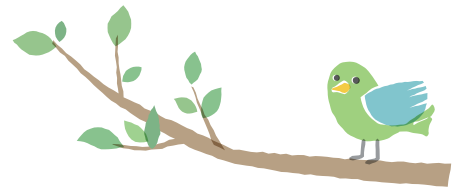
に努めているところではありますが、ここ数年の財務収支の状況は大変厳しいものになっております。

皆様にはご負担をおかけし心苦しく存じますが、より良いサービスを提供できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【年会費区分表】 令和8年度（令和8年4月1日）より改定

区分	グループ	会費種別	会費月額
I. 正会員	第1グループ	資本金 5,000 万円以上の法人	5,000 円
	第2グループ	資本金 2,000 万円以上の法人	4,000 円
	第3グループ	資本金 1,000 万円以上の法人	2,000 円
	第4グループ	資本金 1,000 万円未満の法人	1,000 円
	第5グループ	関連法人①	1,000 円
	第6グループ	関連法人②(会報有)	1,000 円
	第7グループ	関連法人②(会報不要)	400 円
II. 賛助会員	第8グループ	法人（正会員以外の支店、出張所など）	1,000 円
	第9グループ	個人、個人事業主	700 円

※関連法人①……登記が他地区にある法人の支社、支店、出張所、金融機関。
※関連法人②……法人会員の当署所管内の子会社、関連会社、同一経営法人（親族含む）。
※資本金以外（基本金、出資金など）の場合は第4グループに含める。
※年度途中入会の場合の会費は、入会月の翌月から年度末までの月数による。
ご不明な点は事務局までお問い合わせください。
引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。
品川法人会事務局 TEL 03-3474-7449



令和8年経済センサス・活動調査

この調査は、「統計法」に基づき実施される国の統計調査であり、日本の経済活動を全国および地域別に明らかにするための大規模かつ重要な調査です。調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

調査期間 令和8年4月～6月

調査対象 すべての事業所・企業
(農林漁業家等除く)

調査方法 4月に国がインターネット回答用の調査書類を郵送します。未回答事業所や新規事業所には5月末までに調査員が調査書類の配布に伺います。

調査事項 名称・所在地・活動状況・事業者数年間総売上金額など

調査方法 行政における政策立案や、民間企業の経営計画を行っていく上での参考資料として活用されます。



【お問い合わせ】 品川区 地域活動課 統計係 TEL 03-5742-6869



話題の広場

苦みを盛れ

春を食べつくそう

春野菜と呼ばれる食材は、苦みやアクなどちょっと癖のある食材が多い。しかしその癖は、慣れると「クセになる」美味しさだけでなく、体に良い効果もあった。

春野菜とは

春野菜とは、3～5月くらいに旬を迎える春キャベツ、新玉ねぎ、菜の花や、うど、ふき、ふきのとう、タラの芽、つくし、ワラビ、たけのこ、クレソン、せり、ぜんまい、みつば、行者ニンニクなどの山菜を指す。

食べる部分は新芽、若葉が多く、苦みや香り、あるいはアクがあるなどクセが強いのが特徴だ。



ふきのとう

苦みの正体

この春野菜に特徴的な苦みの正体は、ポリフェノールや植物アルカロイドであり、新陳代謝や胃腸の働きを促す。

明治時代の医師で薬剤師であった石塚左玄は、その著書のなかで、「春苦味、夏は酢の物、秋辛味、冬は油と合点して食べ。」と記しているが、冬にため込んだ油（脂）を排出するために、春野菜はとても良い食材と言える。なんと都合が良いのだろうか。

「春は苦みを盛れ」という言葉には、実に科学的な根拠があるということだ。

しかし苦みとは本来「食べてはいけない」という信号である。植物アルカロイドは、日野草に含まれる「ピンクリスチン」や「ピンブラスチン」が抗がん剤に使用されるなど人の役に立つ効能もあるが、使いかたを間違えると猛毒となる。また、毒草として知られるトリカブトに含まれるアコニチンも植物アルカロイドの一種だ。苦いものをやたらと食べればよいということではない。

苦いだけではない

しかし春野菜は苦いばかりが特徴ではない。春野菜は新芽、若葉、若い茎などを食する機会が多いが、こ

れらの部位は栄養が集中していることが多く、ビタミン、ミネラルを豊富に含む。「初物七十五日」という言葉もあり、初物を食べるだけで75日も長生きできるとされたが、これにもやはり科学的根拠があるということになる。経験則だけで現代科学と合致する教訓を導き出している先人には、頭が下がるばかりだ。

山菜を食べるという文化

日本の国土の約66～67%は森林（山林）に覆われており、世界平均の約30%を大幅に上回る。森林率はフィンランド、スウェーデンに次ぐ世界第3位の高さだ。しかし、同じように山林が多いヨーロッパの国々でも、日本ほど多くの種類の山菜を食べることは無いという。

我が国では5000年以上前の縄文時代にすでにタラの芽が食されていたことがわかっている。山中の冬は現代人の我々が想像するよりずっと過酷だったことだろう。春の訪れとともに芽吹く山菜は、人々に生きる喜びを与えたのではないだろうか。

春を味わう

春野菜の料理と言えば、まずは天ぷらだろう。ふきのとうやタラの芽に、春らしく薄い衣をまとわせ、油で揚げる。塩をひと振りして口に入れると、さわやかな苦みが広がる。



春野菜の天ぷら

こうなると、冬に仕込まれて春に出回るしぼりたて、新酒が恋しくなる。フレッシュな甘みと共に油と苦みを流し、箸を進めてくれるだろう。新酒は桜色の華やかなラベルで飾られたものが多く、手にするだけで春を感じることができる。

新じゃがを肉じゃがにするのも良い。酒にも合うし、ご飯にも合う。そう来たら、最後はたけのこご飯だろうか。春の宴の締め、ちょうど良い。付け合わせに菜の花のからし合えなどを添えても良い。ご飯も進んでしまいそうだ。



たけのこごはん

こう食い意地を出していくとなかなか脂が落ちそうにないが、そこは散歩でもしてどうにかしよう。そろそろ、桜も咲いている頃合いだ。

4月の都税だより

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマホ決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書に記載の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納付できます。詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。
<https://www.tax1.metro.tokyo.lg.jp/cashless-nouzei/>

💡 **おうちで今、納付できます!**

💡 **スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。**



納付書の下部にeL-QRが掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。

利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局HPをご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

今後の主な行事

日程	時間	行事	場所
5/11(月)	17:00	西品川大崎支部大会	ニューオータニイン東京
5/12(火)	17:30	北品川支部大会	船清
5/13(水)	17:30	南品川東支部大会	品川法人会館
5/14(木)	13:00	理事会	品川法人会館
5/25(月)	17:00	東大井支部大会	品川法人会館
5/27(水)	11:30	女性部会第50回定時総会	ニューオータニイン東京
5/27(水)	17:30	西五反田支部大会	協和町会会館
6/2(火)	17:30	東五反田支部大会	ニューオータニイン東京
6/5(金)	17:30	東品川支部大会	ハートンホテル東品川
6/9(火)	14:00	税制講習会	品川法人会館
6/19(金)	16:00	第60回通常総会	きゅりあん

編集後記

昨年より広報委員会所属となりました、大井西支部の Cogley flight の木暮と申します。今年は36年ぶりに2月投開票の衆議院総選挙が行われましたが、解散から投開票までが16日間の戦後最短という異例の短さの為、選挙に関わる方々が会員様の中にも多くいらっしゃると思いますが、皆さま大変な苦勞をされていらっしゃいました。今回の選挙は特に「今後の社会を作る上で重要な意味を持つ」と言われていた事もあり、様々な世代が動いていると感じました。新たな一歩を踏み出す方や、社会の航海に出發する方で賑やかになるこの春を、様々な世代と共に楽しんでいきたいです。



記/写真 広報委員 木暮 佳子

お客様応援企業をめざす

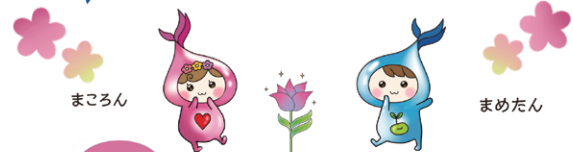
城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 ……〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
 品川 ☎03-3471-3171 ……〒140-0004 品川区南品川1-4-25
 大井 ☎03-3774-1051 ……〒140-0014 品川区大井1-6-10
 荏原 ☎03-3786-1131 ……〒142-0054 品川区西中延1-4-16
 大崎 ☎03-3491-8771 ……〒141-0032 品川区大崎2-6-11
 西大井 ☎03-3773-8511 ……〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
 立会川 ☎03-3298-3341 ……〒140-0013 品川区南大井4-6-1

夢と未来のサポーター

さわやか信用金庫



そうだ! さわやか信金に聞いてみよ!

経営者のみなさま
 お悩みごとはありませんか?
 お気軽にご相談ください。



第30回 クロスマツス

今回の問題は、クロスマツスです。皆様のご応募おまちしております！
以下のルールに従ってクロスマツスを解き、A~Cのマスに入った数字を順に教えてください。

- ルール**
- ❶ タテ9列、ヨコ9列のどの列にも1~9の数字が1つつ入る。
 - ❷ 太線で囲まれた3×3の9マスのそのブロックにも1~9の数字が1つつ入る。

	—		×	A	=	14
×		÷		+		
	÷	B	+		=	14
÷		×		×		
C	×		+		=	14
=		=		=		
24		24		24		

正解者の中から抽選で**5名**の方に
**クオカード1000円分を
プレゼント!**

A	B	C



出題/西尾 徹也

応募方法

郵便はがきに ①クイズの答え ②郵便番号 ③自宅住所 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号 ⑦当誌に対するご感想 を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法人会事務局までお送りください。なお、締め切りは2026年5月8日(金) <消印有効>とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

※はがき以外にも右記QRコードよりご回答いただけます。



No.603号 第77回 ナンバープレース 正解発表

8	7	4	1	2	3	6	9	5
1	9	2	5	6	4	7	3	8
3	5	6	9	7	8	1	4	2
5	4	3	8	1	2	9	7	6
7	2	9	4	5	6	3	8	1
6	1	8	3	9	7	2	5	4
9	3	1	2	4	5	8	6	7
4	6	7	6	3	1	5	2	9
2	6	5	7	8	9	4	1	3

こたえ

A	B	C	D
8	5	4	2

応募総数/28通
正解者数/27通

厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送りいたします。おめでとうございます。

- ★高橋 英朋/TS4(同)
- ★松葉 記昌/三菱電機フィナンシャルソリューションズ(株)
- ★関本 真由/東京レコードマネジメント(株)
- ★芥川 禎子/池田印刷(株)
- ★杉原 志保美/簡杉原クリーニング商会
- ★紺野 佑磨/アイナックス稲本(株)

(順不動・敬称略)